平川市

社協だより

第31号
2020.2.14

かいご予防や
健康づくりのために
よき仲間と
いつも楽しく
のびのびと
ばラエティーに富んだ
活動に取り組む
地域の皆様を応援しています

「通いの場」
サロン自由（碇ヶ関地域）

「いきいきサロン」
光城グラウンドゴルフ愛好会

P1・平川市地域福祉活動計画(素案)に対する意見を募集します
P6・教育支援資金貸付制度のご案内
P7・世代間交流ふれあい広場　・児童館からのお知らせ
P8・ふれあいいきいきサロン　・赤い羽根共同募金
P9・令和元年度平川市社会福祉協議会 会費実績
P10・善　意

第３次 平川市地域福祉活動計画（素案）に対する意見を募集します

平川市社協では、地域福祉推進のための行動計画として『地域福祉活動計画』を策定し、平川市の地域福祉推進を図って参りました。令和元年度（平成31年度）をもって第２次計画の期間が終了することに伴い、第３次平川市地域福祉活動計画の策定に取り組んでおります。

そこで、第３次地域福祉活動計画素案の概要を掲載いたしますので、市民の皆様から、これからの地域福祉推進に関して計画に盛り込んでほしいこと等のご意見・ご提言がございましたら、お寄せいただきたくお願い申し上げます。

第１章 第３次地域福祉活動計画策定にあたって

…… 割愛

第２章 第３次地域福祉活動計画の概要

１　第２次計画の評価及び課題

１）第２次平川市地域福祉活動計画

平川市地域福祉活動計画は、複雑多様化している課題に対し、住民の参加による地域での支え合い・助けあい活動を実現するために、住民や関係団体等が主体的に参加協力して策定した民間の行動計画です。

第２次計画では、「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という平川市社協の理念を基本理念とし、４つの基本目標を掲げ、平川市が策定した地域福祉計画と整合性を図りながら平成27年度から平成31年度までの５ヶ年の中期計画として、住民と共に各事業を実施してきました。

２）第２次計画の評価と課題

▶住民参加による主体的福祉活動の推進の分野においては、平川市社協が交付する申請方式の助成金による町会単位での小地域福祉活動の推進を継続実施しました。この５年間は、助成事業への認識も深まっていることから、申請件数は横ばいで推移しました。

地域ふれあい交流会開催事業については、実施計画に基づき、助成金額の見直しを行い、一律８万円であった助成額を世帯数に応じて算出する方式に変更し、継続性を上げました。200世帯未満の町会によっては、助成金額が減少することになりましたが、実施回数を年12回から６回に変更することで、取り組みやすくなり、実施町会数が増える結果となりました。小地域福祉活動事業の選択事業への移行については、検討しましたが、助成金額を変更したことや実施主体が多岐に渡ることから見送ることとなりました。

▶地域力の強化と人材・団体の育成の分野においては、地域福祉推進委員会での地域事業の実施、福祉関係団体との情報交換における共同事業の検討には至らず、現状維持の結果となりました。今後は、生活支援体制整備事業での通いの場の設置促進や地域共生社会実現に向けた取り組みの中で、町会単位を超えた広域対応が必要となる地域も想定されるため、地域実情に合わせて検討していく必要があります。

▶ネットワークや共助の仕組みの構築の分野においては、県内１位を誇る自主防災組織の設置率で

はあるものの、自主防災組織自体からも訓練等への地域住民の低参加や、平時における防災意識が高まらないといった課題が伺えます。令和元年度の台風19号による風水害は、大きな傷跡を残したことからも、ハザードマップに掛かるエリアを中心に自主防災組織や行政に協力を仰ぎ、災害に関する意識の醸成や福祉的な支援に努める必要があります。

▶介護保険や障がい者施策等の公的サービスは、目まぐるしく改正や変更がある中で、適宜情報収集し、対応したことで利用者へのサービスは低下することなく推移しました。しかし、碇ヶ関地域では、受け皿が少なく、需要に対して供給がぎりぎりの現状であり、地域柄、公的サービスの増加がなかなか見込めず、共助型の社会資源の開発による補完が求められます。

▶住民参加による共助型サービスの充実の分野においては、県単事業である、ほのぼのコミュニティ21推進事業が終了となりましたが、現在は国庫補助を活用して事業を継続しています。ほのぼの交流協力員自体は、減少傾向にありますが、台風接近時等の自主避難に関する周知や安否確認などが定着したことは成果といえます。

▶福祉意識の高揚と人づくりの分野において、平川市長寿福祉大会については、参加者の減少が顕著であり、福祉大会の独自開催の検討に至るまでもなく、大会自体の在り方や運営について、行政担当部局と協議する必要があります。

▶福祉教育の推進と地域福祉活動の分野では、ボランティア推進校について、申請校の増加に助成総額も比例しており、財源も加味した継続性を学校連絡会で協議しましたが、助成金の減額には、反対意見が多く、一旦見送ることとなりました。長年、変更を加えていない事業内容や助成金額について、早い段階で検討する必要があります。

▶ボランティア活動の推進の分野では、ボランティアポイント事業や生活支援ボランティア養成講座を実施しましたが、災害ボランティアコーディネーターの養成は、実施できませんでした。今後は、地域共生社会の実現や生活支援体制整備事業の推進において、益々ボランティアの活躍が期待されることからも、ボランティア・市民活動センターの主体的業務を強化する必要があります。

▶相談援助体制の強化については、相談実績を勘案し、ふれあい相談所の一般相談・特別相談の開設日数を削減しました。生活全般に係る相談については、社会福祉士等の資格を有した職員が、生活困窮者自立相談窓口等と連携することで、ある程度専門的な案件にも対応することができています。

▶権利擁護事業の推進の分野においては、年々、日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する需要が高まり、利用件数や受任件数が増加しています。このことは、比較的早期に権利擁護事業に取り組んできた成果といえます。しかし、日常生活自立支援事業においては、利用が伸びていることに伴い、基幹内の利用者も増加していることから、委託元である青森県社協や黒石市社協と基幹的社協の枠組みについて協議する必要があります。

▶生活支援体制の充実の分野においては、平成27年度からスタートした生活困窮者自立相談支援事業が、住民の生活に関する相談の入り口としての役割を果たし、適切な社会資源と連携することで多くの個別課題に対応することができています。また、青森県社協が実施するしあわせネットワークによる現物給付支援等の新たな取り組みも増えており、たすけあい資金等の貸付件数が減少していることからも、貸付事業の見直しについても検討する必要があります。

2　第3次計画の目的

平川市においても少子高齢化や8050問題、高齢化率の上昇や限界集落の増加、家族関係の希薄化等に起因する生活のしづらさといった様々な

課題が顕在しており、自身の力や公的福祉サービスだけでは対応できない現状もあります。このような背景の中、第２次計画の成果や課題を踏まえて、地域住民、町会、関係団体、社協、行政等がそれぞれの立場で何ができるのか共に考えながら、連携の形や役割の分担を明確にし、具体的な支援の仕組みを共に築き、福祉社会の実現に向けて共に歩むことを目的に「第３次平川市地域福祉活動計画」を策定します。本計画では、特に地域住民と共に推進する共助の仕組みづくりに重点を置いています。

３　第３次計画の期間と構成

１）計画の期間

計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

２）計画の構成

計画は、基本理念に基づき、第２次計画の成果と課題を踏まえて整理した４つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに個々の現状と課題に対する具体的な内容を設定するために、推進項目・事業項目（事業名）・方向性・事業の具体的な実施内容・協働機関・年次別計画・予定財源を明記した実施計画で構成します。

さらに、この計画を推進する上で、住民ニーズや地域ニーズの変化、行政施策の状況や社会情勢の変化等を考慮して必要に応じた計画の修正や見直しを行います。

４　第３次計画の位置づけ

本計画は、地域住民や各種団体等が主体的に策定する民間の行動計画であり、平川市が地域福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する平川市地域福祉計画と整合性を図り、連携しながら地域福祉を推進していきます。

５　第３次計画の策定体制

…… 割愛

第３章　計画の基本理念と基本目標

１　計画の基本理念

平川市の「平川市長期総合プラン」においては、「まちの輝きは市民一人ひとりの笑顔から」を合言葉として、「あふれる笑顔くらし輝く平川市」を将来像にまちづくりの推進を図っています。

この長期総合プランにおける福祉のまちづくりについては、「お互いが支え合うまちづくり」を基本政策としてその実現を目指しています。

平川市社協では、住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基盤とした活動を原則として、地域における福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる福祉社会の実現を目指しています。

こうした観点を踏まえて、平川市社協の理念、行動規範である「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」を第２次計画の基本理念に掲げました。

第２次計画において、共助体制の構築や権利擁護事業の推進、生活支援体制の充実を図ってきましたが、未だ、地域住民、町会、各種関係団体、ボランティア等の皆様と協働しながら取り組むべき課題や構築すべき仕組みが多々ありますので、第３次計画においてもこれまでの基本理念を継承し、平川市の地域福祉を推進します。

【基本理念】

地域の人たちと 共に考え 共に築き 共に歩む
福祉社会を目指します

２　計画の基本目標

【基本目標１】

〈地域共生社会に向けた地域福祉の推進〉

住民の生活の基盤は地域であり、誰もが住み慣れた地域において安心した生活が送れることを望んでいます。しかし、生活を送る上で必ず何かしらの生活課題に直面し、地域においては地域課題も

発生します。こうした課題を解決するためには、自助・公助を補完する地域での支え合いや助けあいといった共助が必要となります。平川市社協では、地域住民による共助の仕組みづくりを支援し地域福祉の推進を図るとともに、地域住民がそれぞれ役割を担い、共に生きる地域共生社会の実現を目指します。

【基本目標２】
〈在宅福祉サービスの充実〉

馴染みの人間関係を保ちながら、住み慣れた地域において生涯を終えることは、誰もが望むことであると思います。しかし、加齢や障がい、病気等による身体的問題や地域の関係性の希薄化、家族機能の低下といった様々な要因により、家族だけでは在宅生活を支えることが困難な状況も危惧されます。平川市社協では、介護保険等の公的福祉サービスと地域住民等による制度外サービスを組み合わせ、本人の意思の尊重と家族への支援を踏まえた在宅福祉サービスの充実に努めます。

【基本目標３】
〈福祉教育とボランティア活動の推進〉

福祉に関しては、児童や高齢者、障がい者等を対象としているイメージが強く、若年層の関わりが薄い傾向にあります。しかし、福祉は全ての国民を対象としており、お互いに支え・支えられる関係が求められます。より多くの住民に、福祉意識を持ち主体的に地域福祉活動に参加してもらえるよう、福祉教育を推進し、福祉意識の高揚を図るとともに課題解決のための思いの共有を図ります。

また、気軽に地域福祉に参加できる入り口として、ボランティア活動の推進を図ります。

【基本目標４】
〈権利擁護と自立生活支援の強化〉

現在の福祉サービスの利用は、自身で選択する契約が基本であり、契約行為に必要な判断能力が低下した方々に対しては、権利擁護の仕組みも構築されてきました。また、生活困窮者自立支援法の施行により、福祉分野の裾野も広がりを見せています。こうした制度や体制が浸透していくほどに対象者が増加していくと予想されるため、権利擁護関連事業の推進と生活困窮者対応等を含めた自立生活支援の強化を図ります。

３　計画の体系

…… 割愛

第４章　実施計画

…… 割愛

第５章　計画の進行管理と評価・修正

１　計画の推進

平川市社協が策定する「平川市地域福祉活動計画」の推進にあたっては、平川市が策定した「平川市地域福祉計画」との整合性を図りながら連携し、各事業を推進していく必要があります。

本計画中の各事業を推進するにあたって、根底にあるのが「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という計画の基本理念であり、この理念は、平川市社協の基本理念でもあります。平川市社協では、この基本理念に基づき、平川市民、町会、町会福祉会(部)、民生委員児童委員、各種関係団体、ボランティア、ＮＰＯ、行政等と協働しながら住民主体の福祉活動を推進し、福祉コミュニティの形成と地域における福祉の仕組みを構築することにより、本計画の推進を図ります。

１）市民に期待されること

地域福祉を推進していくためには、社会福祉法第４条にも記載されているとおり、地域住民の参画が求められ、地域で暮らす住民が主役といえます。住民一人ひとりが抱える生活課題は、個人だけの問題ではありません。個人の問題に関して解決できる仕組みを構築することは、同じような問題を抱えた方へも対応できることになります。

こうした問題を解決できる仕組みのきっかけが、隣近所の支え合い・助けあい活動や見守り活動、

声掛け活動といった個人でも取り組める活動であり、ここからネットワーク活動や防災・減災体制の整備、小地域福祉活動といった地域での共助体制につながっていくことが期待されます。

そのためには、各種研修会や勉強会、自治会行事や会合、ボランティア活動等に積極的に参加し福祉の意識を高めることが望まれます。

２）地域に期待される役割

町会ごとに、福祉会（部）の設置や平川市社協が行う助成金の活用によって、それぞれの地域に合わせた小地域福祉活動が展開されてきました。町会において地域福祉向上に取り組むことは、町会を構成する住民の生活の安心や住みやすさにつながりますので、住民にとって最も身近な組織であることの利点をいかし、多くの住民が地域福祉に参画できるきっかけとしての町会活動が期待されます。

そのために、各種行政サービスや小地域福祉活動助成金や福祉情報出前講座、地域課題等に関しての相談や支援といった社会の資源を活用しながら、一層の連携強化が望まれます。

３）平川市の役割

地域福祉の推進にあたり、地方自治法第１条にも記載されているとおり、平川市は、住民の福祉増進を基本とした福祉施策を総合的に実施しなければなりません。福祉施策は、高齢、障がい等の各分野により策定された計画に基づいて実施されていますが、横断的な視点により「平川市地域福祉計画」が策定されており、住民の参画を促し、地域福祉を推進する関係機関や団体と連携を図りながら、お互いが共に支え合う地域づくりに取り組んでいます。

そのために、住民に対して地域福祉活動へ参画するための機会提供の充実や情報提供、関係機関との連携・協力体制の強化・ネットワークの構築などが求められます。

４）平川市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として本計画を円滑に実行していきます。地域福祉の推進に関しては、社協が事業を企画して地域において推進をお願いするのではなく、本計画や平川市社協の基本理念にも明記したとおり、住民や町会、町会福祉会（部）、民生委員児童委員、各種関係団体、ボランティア、ＮＰＯといった地域の方々と「共に」考え、築き、歩むといった伴走型の支援により推進を図ります。

同様に、生活課題や地域課題に関しても、平川市社協が解決するのではなく、解決のための「仕組みづくり」を支援し、地域の財産として共助の体制を継続していけるよう協働していきます。

２　計画の進行管理

本計画は、平川市社協が地域福祉の推進を図るための具体的な計画として策定した５年間の年次別実施計画です。しかし、住民の生活課題や地域課題の変化、福祉制度の変化や確立といったことからも不確実な要素を多分に含んでいます。

したがって、本計画を単なる計画とすることなく、進捗状況を管理するとともに、各事業等を評価することで見直しや修正を行う等の柔軟性が必要となります。

そこで、平川市社協職員の意見を踏まえ、地域福祉課において本計画の進行管理を行います。

３　計画の評価・修正

本計画が地域福祉を推進する上での具体的な計画として機能するためには、住民の生活課題や地域課題の変化、福祉制度の変化といった地域情勢や社会情勢に合わせた形での修正が必要となります。

平川市社協では、毎年、当該年度の事業計画を策定しており、その計画に基づき地域福祉の推進を図っています。事業計画の策定時には、新たな事業や関連する行政施策も反映させていますので、本計画中の実施計画に記載した事業についても、年度に照らし合わせた進捗や取り組み状況の評価を行い、必要に応じた計画の修正や見直しを図ります。

教育支援資金
貸付制度のご案内

高校や大学等に就学する方やすでに在学している方を対象として、必要な経費を貸付けする制度が数種類ございます。この度ご紹介する生活福祉資金教育支援資金は、日本学生支援機構や日本政策金融公庫、母子父子寡婦福祉資金、銀行の教育ローン等、これらの貸付制度を利用できない場合に利用できる制度です。

対象と概要

対象世帯	低所得世帯（借受人は原則就学する子どもとなります。）
使途目的	**❶教育支援費** 就学に必要な経費 例）授業料、学校納入諸経費、交通費 ／ 自宅外の場合は寮費、アパート代、生活費等 ※部活動経費については、一定の条件があります。
	❷就学支度費 入学に際し必要な経費【一括で購入しなければならないものが対象】 例）入学金、制服代、体育着、教科書等
貸付対象	学校教育法に定める学校（高校、高専、短大、大学、専修学校）に入学する、または在学している者 ※上記以外の学校でも対象になる可能性がありますのでご相談ください。
貸付期間	新入学生：入学時期～卒業月まで ／ 在学生等：申請月～卒業月まで
貸付利子	無利子（世帯内で連帯借受人の設定が必要になります。）
受付時期	新入学生については合格決定（推薦を含む）時期から受付 ※合否決定前でも相談可能です。早めにご相談ください。 中途入学者、在学中は随時受付
必要書類	住民票、世帯収入のわかるもの、合格通知書、仕度物、授業料等の経費のわかる書類等 ※詳細は、相談時にご確認ください。

貸付限度額と償還期間について

資金種類	貸付限度額	交付方法	据置期間	償還期間
❶教育支援費	高等学校 月35,000円以内	分割交付 ※半年分ずつ貸付 原則4月、10月	卒業後 6ヵ月以内	8年以内
	高等専門学校 月60,000円以内			10年以内
	短期大学 月60,000円以内			10年以内
	大学 月65,000円以内			15年以内
❷就学支度費	500,000円以内	一括交付	上記に同じ	

申し込み・問い合わせは、平川市社協 地域福祉課 **TEL.88-7066** まで。まずは、ご相談ください。

世代間交流ふれあい広場

令和2年1月11日(土)、世代間交流事業の一環として、平賀・尾上児童館の児童と高齢者等が、凧制作と料理教室を通して親睦を深めました。個性豊かな凧がたくさんできましたが、あいにくの悪天候の為、凧あげは中止となってしまいました。料理教室では、たこ焼き、おにぎり、豚汁を作り、みんなで美味しくいただきました。平川市食生活改善推進員会の皆様、ご協力ありがとうございました。

料理教室

凧制作

平川市非公認キャラクターの“平カワ子ちゃん”も遊びにきてくれました！

児童館からのお知らせ

ぜひ遊びに来てください。

2月・3月も楽しい行事が予定されています！

2月
- 平賀児童館　お雛様制作　一輪車検定
- 尾上児童館　料理教室　転がしドッジボール大会

3月
- 平賀児童館　春のお茶会　修了お祝い会
- 尾上児童館　工作教室　竹馬検定

来年度 児童館を利用する皆様へ

児童館を利用する場合は、児童館利用入館申請書の提出が必要となります。

申請書は年度ごとの提出となっておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。申請書は各児童館で配布しています。

行事の参加申し込みについては、各児童館だよりをご覧ください。ホームページにも掲載しております。

平賀児童館(平川市健康センター内) TEL.080-6026-4910　尾上児童館(尾上地域福祉センター内) TEL.0172-57-5311

福祉に関わる皆様へ　暮らしのなかにあるさまざまな「もしも」に
ワイドな補償で安心よりも大きく
いつものようにいつまでも
青森県火災共済協同組合
弘前事務所　0172-32-7436
火災共済　MAP自動車共済　医療総合・傷害総合

ふれあいいきいきサロン

ふれあいいきいきサロンとは…

地域の中で歩いて行ける場所を拠点に、一人暮らし高齢者等の当事者とボランティア及び地域住民が一緒になって企画し、運営していく楽しい仲間づくり活動のことです。

とじこもりがちな一人暮らし高齢者等の社会参加及び生きがいの高揚を図ることを目的としています。

対象者　一人暮らし高齢者等、ボランティア、協力者が一緒に企画し運営する。

活動回数　月1回以上であれば、何回でもかまいません。
計画的に継続できるよう無理のない範囲で活動できます。

開催場所　町内会館や公園、個人宅といった気軽に歩いて集まれる場所であればどこでも

活動助成金　12,000円

※申請は、町会単位ではなく、そのサロンの代表者になります。
※年1回申請書類、報告書類の提出があります。

赤い羽根共同募金

皆様のあたたかいご協力ありがとうございました。

10月1日から始まりました赤い羽根共同募金運動は、市民の皆様をはじめ、関係機関、企業、学校等のご協力により、多くの募金が寄せられました。皆様から寄せられた募金は、青森県共同募金会を通して、青森県内、平川市内の社会福祉事業に有効に活用させていただきます。

募金内訳　（令和2年1月16日現在）

戸別募金	(8,239世帯)	5,379,403円
法人募金	(1件)	5,000円
街頭募金	(延べ2日実施)	57,692円
学校募金	(14校)	61,340円
職域募金	(30カ所)	89,748円
その他	(募金箱77個)	97,261円

募金総額　5,690,444円

藤本司法書士事務所

司法書士　藤本祥平
FUJIMOTO SHOHEI

不動産登記、商業登記、裁判・債務整理手続

〒036-8062 青森県弘前市青山4丁目13番地13
TEL(0172)36-8140　FAX(0172)88-8447
URL http://fuji1313.html.xdomain.jp/07otoiawase.html

私たちは、先進の介護システムで
皆様の健康と福祉を支援しています。

全国20,000件以上の実績
社会福祉 事業者様向け業務システム
ほのぼのNEXT

RAM ラム・システム株式会社
黒石市青山126番地の2
電話 0172-53-1755
FAX 0172-53-1163

令和元年度
平川市社会福祉協議会
会費実績

本会の会費納入にあたり、住民の皆様から多大なるご協力を賜り誠にありがとうございました。

皆様からの会費は、社会福祉協議会の運営や地域福祉事業に活用させていただいております。

会費内訳

（令和２年１月31日現在）

一般会費 8,266世帯	8,014,841円
特別会費 14世帯	42,000円
企業団体会費 54企業団体	220,000円
総合計	**8,276,841円**

企業団体会費

（五十音順・敬称略）

青い森信用金庫 安原支店 碇ヶ関出張所	在宅介護者の会「えがおの会」	平賀オートサービス
青森綜合警備保障（株）弘前支社	猿賀神社	平川おもちゃ病院
（株）青森電子計算センター	三幸（株）	平川市遺族会
新しや商店	（有）三照堂	平川市子ども会育成協議会
碇ヶ関開発（株）	社会福祉法人 ほほえみ	平川市身体障害者福祉会
碇ヶ関葬祭	社会福祉法人 緑風会	平川市手をつなぐ親の会
碇ヶ関地区婦人会	（有）白戸建設	平川市母子寡婦福祉会
（有）イカリ食品工業	（有）関建設	平川市ボランティア連絡協議会
（有）一戸施設工業	（株）第一事務機	平川市老人クラブ連合会
一般財団法人 青森県予防医学協会	（有）田本商店	（株）弘前中央魚類
（株）エービッツ	長栄堂	（有）吹田自動車整備工場
（有）オダギリ商会	（株）津軽あっぷるパワー	福島建具店
カサイ食品センター	（株）津軽新報社	平成ビル管理（有）
（株）環境技研	東奥信用金庫 尾上支店	ヘッチョ仕出し店
管電工業（株）	中田新聞販売店	山口電気管理事務所
グループホームもみじの森	（株）日本マイクロニクス 青森工場	夢苺の家
公益社団法人 平川市シルバー人材センター	（有）東日本環境保全工業	有料老人ホームおのえ荘
（有）サイセイ	（株）ビジネスサービス	ラム・システム（株）

善　意

令和元年7月から令和2年1月までに
善意を寄せられた方々

団体・個人寄附金

（受付順・敬称略）

明るい社会づくり運動津軽地区協議会	50,000円
碇ヶ関地区婦人会	10,509円
平川市ゴルフ協会	74,912円
絆会	231,000円
青森県立尾上総合高等学校	16,637円
平川市農業委員会	98,400円
日蓮宗青森県社会教化事業協会	50,000円
愛唱会ミロ	10,600円
蓮乗院　村田祖澄	12,270円
平川市老人クラブ連合会	70,040円

物品寄贈

愛唱会ミロ	プルタブ15kg、雑巾50枚
工藤　弘子	プルタブ1.2kg
蓮乗院　村田祖澄	玄米30kg、米60kg
古川　一明	プルタブ1.3kg
斎藤　毅	米20kg
佐藤　佳克	米40kg

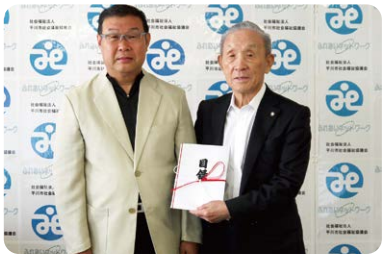
明るい社会づくり運動津軽地区協議会

平川市ゴルフ協会

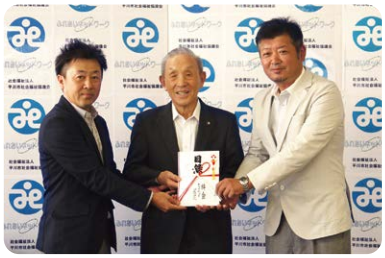
絆会

平川市農業委員会

尾上総合高等学校

社会福祉法人 ほほえみ
SMILE HAS SPREAD THE PACKAGE.
「苦楽をともにして生きていく」

就労支援事業部
（多機能事業所カリフラワー）
就労移行支援
就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型

地域生活支援事業部
生活介護 おらんど
地域活動支援センター Ⅰ型
共同生活援助 Uni メゾン Ⅰ・Ⅱ

児童支援事業部
（子ども発達サポート nico）
児童発達支援
放課後等デイサービス

特定相談支援事業所 おらんど
（成人・児童）

〒036-0162　青森県平川市館山前田 80 番地 1　TEL 0172-44-0033　FAX 0172-44-0034　E-mail：syafuku-hohoemi@hohoemi-aomori.com　ホームページ：http://hohoemi-aomori.com

愛をかたちに
シャディ
カタログブティック
ギフト・贈答専門
シャディ サラダ館® 平賀店
(有)サイセイ
ご注文・お問い合わせは
平川市新館野木和86の1
TEL 0172-44-2351
0172-44-4530

DAIHATSU 東北運輸局認証整備工場
平賀オートサービス
平川市本町平野47 http://hiraka-car.com/
TEL.0172-44-2802 FAX.0172-44-2041

石油製品・石油ストーブ販売・分解清掃
タイヤ・修理等何でも御相談下さい
㈱福井商店
平川市尾上栄松27
尾上給油所 ☎(57)4734
猿賀給油所 ☎(57)3526

感謝と思いやり
社会福祉法人
緑風会
特別養護老人ホーム 緑青園
〒036-0141 青森県平川市沖館和田84 TEL:0172-44-7588
サービス付き高齢者向け住宅 ホワイトハウス
〒036-0103 青森県平川市本町村元82-1 TEL:0172-44-1123
ほりこし介護福祉センター
〒036-8112 青森県弘前市堀越字柳田1-16 TEL:0172-29-5220
【緑風会ホームページ】 http://www.ryokufu.or.jp

三上幸人司法書士事務所
司法書士 三上 幸人
相続登記などの不動産登記、会社・法人登記
お気軽にご相談ください。
〒038-0101 平川市碇ヶ関湯向川添13番地14
TEL／FAX 0172−55−5338
E-mail mikami-shoshi@cb.wakwak.com

平川市の
ニュースがいっぱい
郷土の新聞
津軽新報
新聞購読のお申込みは
TEL.52-3191
新聞広告・チラシ・ポスター
パンフレット・ハガキ・名刺
株式会社 津軽新報社 黒石市前町48

平川市 平賀駅前 多目的葬祭ホール
CITY HALL KOUMEi
シティホールこうめい
0120 FREEDIAL 0120-87-3794(花でみな供養)
〒036-0103 青森県平川市本町北柳田8-7
TEL:0172(44)1194 よしいい供養
FAX:0172(44)1195
株式会社 光明葬祭 こうめいそうさい
シティホールこうめいウラ
仏壇・仏具
葬儀保険
仏壇・仏具各種展示販売
Funeral space KOUMEi
フューネラルスペースこうめい

平川市
社協だより
【第31号】2020年2月14日発行
編集・発行：社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
事 務 局：平川市柏木町藤山16-1(平川市健康センター内)
[TEL]0172-44-5937 [FAX]0172-44-4574
[E-mail] hirakawashi@hirasyakyo.org
[URL] http://www.hirasyakyo.org/

この広報紙は、皆様の会費と赤い羽根共同募金助成金で作成されました。